

緊急事態宣言発出に伴う

一般路線バスの最終便運転時刻の繰り上げと減便実施について

京阪バス株式会社(本社：京都市南区、社長：鈴木一也)では、政府より発出された4月25日(日)からの緊急事態宣言および同宣言に基づく行政・自治体からの要請を受け、大阪府下・京都府下を運行する一般路線バスにおいて、最終便の繰り上げや減便を4月30日(金)から実施いたします。

ご利用のお客さまには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 平日ダイヤにおける深夜バスの運行取りやめ

平日ダイヤにおいて、「深夜バス(深夜割増運賃の適用便)」の運行を取りやめます。

(深夜バス：主に23:30以降にターミナル等の運行起点を発車する便)

[対象便数] 大阪府下・京都府下あわせて計19便 (平日ダイヤ全体の▲0.3%)

2. 土曜・休日ダイヤにおける深夜帯のバスの運行取りやめ

土曜・休日ダイヤにおいて、22:00以降にターミナル等の運行起点を発車する便の運行を取りやめます。

[対象便数] 大阪府下・京都府下あわせて計37便 (土曜・休日ダイヤ全体の▲0.7%)

3. 実施期間

2021年4月30日(金)から上記緊急事態宣言発出中の全ての日

以上